



産業用ラック用語

JIS Z 0110 : 2018

(JSIM/JSA)

平成 30 年 2 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 構成表

| | 氏名 | 所属 |
|-------|--------|----------------------------------|
| (部会長) | 酒井 信介 | 東京大学 |
| (委員) | 伊藤 弘 | 公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター |
| | 宇治 公隆 | 首都大学東京(公益社団法人土木学会) |
| | 大石 美奈子 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 |
| | 大瀧 雅寛 | お茶の水女子大学 |
| | 奥田 慶一郎 | 一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会 |
| | 奥野 麻衣子 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 |
| | 金丸 淳子 | 公益財団法人共用品推進機構 |
| | 鎌田 実 | 東京大学 |
| | 河村 真紀子 | 主婦連合会 |
| | 佐伯 洋 | 一般社団法人日本鉄道車輌工業会 |
| | 椎名 武夫 | 千葉大学 |
| | 高田 祥三 | 早稲田大学 |
| | 高増 潔 | 東京大学 |
| | 千葉 光一 | 関西学院大学 |
| | 長井 寿 | 国立研究開発法人物質・材料研究機構 |
| | 長田 三紀 | 全国地域婦人団体連絡協議会 |
| | 中村 一 | 一般社団法人日本鉄鋼連盟 |
| | 奈良 広一 | 独立行政法人製品評価技術基盤機構 |
| | 西江 勇二 | 一般財団法人研友社 |
| | 福田 泰和 | 一般財団法人日本規格協会 |
| | 横徹 雄 | 東京都市大学 |
| | 三谷 泰久 | 一般財団法人日本船舶技術研究協会 |
| | 棟近 雅彦 | 早稲田大学 |
| | 村垣 善浩 | 東京女子医科大学 |
| | 山内 正剛 | 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所 |
| | 和迩 健二 | 一般社団法人日本自動車工業会 |

主務大臣：経済産業大臣 制定：昭和 59.3.1 改正：平成 30.2.20

官報公示：平成 30.2.20

原案作成者：一般社団法人日本産業機械工業会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3434-6821)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審議部会：日本工業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

| | ページ |
|----------|-----|
| 序文 | 1 |
| 1 適用範囲 | 1 |
| 2 引用規格 | 1 |
| 3 分類 | 1 |
| 4 用語及び定義 | 1 |
| 解 説 | 17 |
| 索 引 | 20 |

まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、一般社団法人日本産業機械工業会（JSIM）及び一般財團法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS Z 0110:1998** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

産業用ラック用語

Glossary of terms for industrial racks

序文

この規格は、1984年に制定され、その後3回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は1998年に行われたが、その後の2018年JIS Z 0620の全面改正に対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点では制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、産業用に供するラックに関する主な用語及びその定義について規定する。ただし、JIS B 8942に規定する立体自動倉庫に関する用語を除く。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 8942 立体自動倉庫システム・システム設計通則

JIS S 1039 書架・物品棚

3 分類

用語は、次のとおり分類する。

- a) 種類
- b) 状態、形式及び仕様
- c) 部材、部品及びアタッチメント
- d) 尺寸
- e) 積載質量
- f) 性能及び強度
- g) 安全装置

4 用語及び定義

用語及び定義は、次のとおりとする。

注記1 読みにくい漢字は（ ）内に読みを示す。

注記2 対応する英語は、参考として示す。